

# プール学院大学短期大学部学生活動助成金規程

## (目的)

第1条 この規程は、プール学院大学短期大学部学生の学生活動の成果（以下「活動成果」という）を評価し、一層の向上を期待して支給する学生活動助成金の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

## (対象)

第2条 支給対象となる活動成果とは、各種検定における資格取得及び課外活動における入賞などとする。

2 支給対象となる各種検定、資格、活動成果は別に定める。

3 支給対象となる活動成果は学生委員会で審議の上決定する。

4 支給対象となる学生成果のうち、同一の検定、資格等については複数回申請できない。

5 語学力を測る検定等のうち、それらを母語とする者の申請は、原則として受け付けない。

## (申請方法)

第3条 助成金を希望する者は、次の書類を学長に提出する。

(1) 学生活動助成金申請書

(2) 取得した活動成果を証明する書類

## (申請期間)

第4条 第1学期は8月末、第2学期は2月末を申請〆切とする。

## (選考方法)

第5条 学生活動助成金の選考に関する審議は、学生委員会が行う。

## (支給)

第6条 支給額は、対象となる活動成果ごとに5万円を限度として一括支給する。尚、その成果がより優秀と認められるときは、加算することがある。

2 学生活動助成金の支給は、学生委員会の議を経て学長が決定する。

## (事務)

第7条 学生活動助成金に関する事務は、事務局学生課が行う。

## (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

## 附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

「プール学院大学学習奨励金規程」は、2002（平成14）年3月31日をもって廃止する。

この規程は、2006（平成18）年4月1日改正施行する。

この規程は、2012（平成24）年4月1日改正施行する。

「プール学院大学短期大学部学生活動助成金規程細則」は2012（平成24）年3月31日をもって廃止する。

この規程は、2015（平成27）年4月1日改正施行する。

